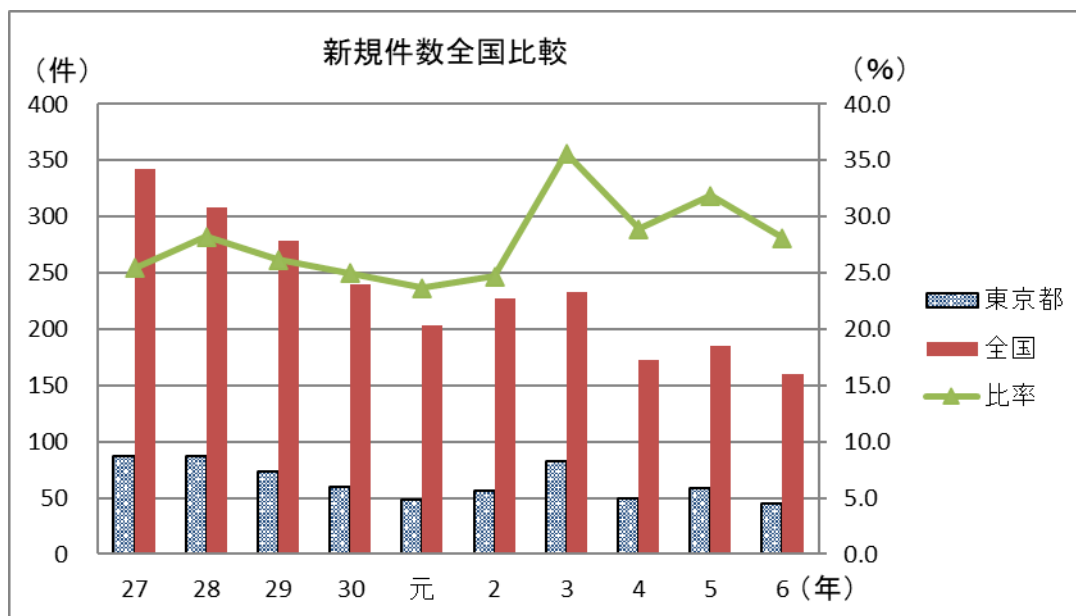


1 労働争議の調整（都労委年報 第1部 第1章）

(1) 新規申請は45件で、前年から14件減少。調整事項は、「団交促進」が最多

- 労働争議調整事件に係る新規申請は45件で、そのすべてがあっせん事件であった。件数は前年（59件）より14件減少（都労委年報 資料<統計表>第1表）
- 全国都道府県労委の新規係属総件数は160件（前年は185件）であり、当委員会の占める割合は28.1%（都労委年報 資料<統計表>第2表）



- 産業別係属状況（都労委年報 資料<統計表>第11表）
 - 「教育・学習支援業」・・・7件（15.6%）
 - 「製造業」・・・・・・・・・・6件（13.3%）
 - 「運輸・郵便業」・・・・・・・・6件（13.3%）
- 新規申請事件の調整事項（総数118件※）（都労委年報 資料<統計表>第13表）
 - 「団交促進」・・・・・・・・・・35件（29.7%）
 - 「解雇」・・・・・・・・・・14件（11.9%）
 - 「その他の労働条件」・・・13件（11.0%）

※ 複数の調整事項を含む事件があり、新規申請事件数とは一致しない。

(2) 終結事件は49件で、前年から10件減少

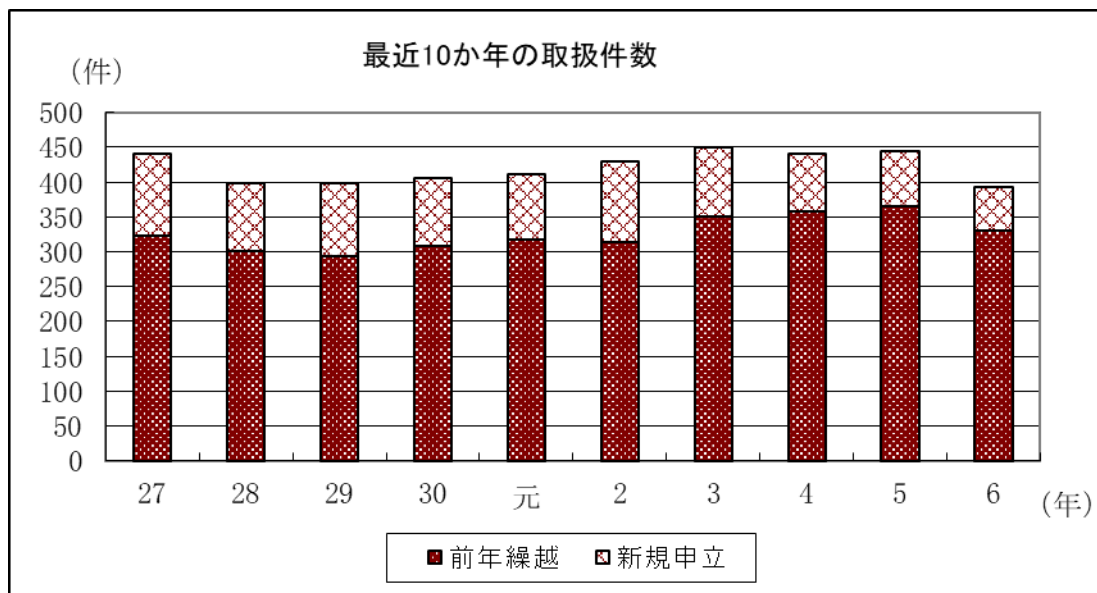
- 労働争議調整事件に係る終結事件は49件（前年59件）で、前年から10件減少（都労委年報 資料<統計表>第1表）
 - 終結区分別件数（都労委年報 資料<統計表>第1表）
 - 「解決」・・・19件（38.8%）
 - 「取下」・・・4件（8.2%）
 - 「打切」・・・26件（53.1%）
- 解決率（解決件数／取下・移管を除く終結件数×100）は42.2%で、前年（40.7%）より1.5ポイント増加

2 不当労働行為の審査（都労委年報 第1部 第2章）

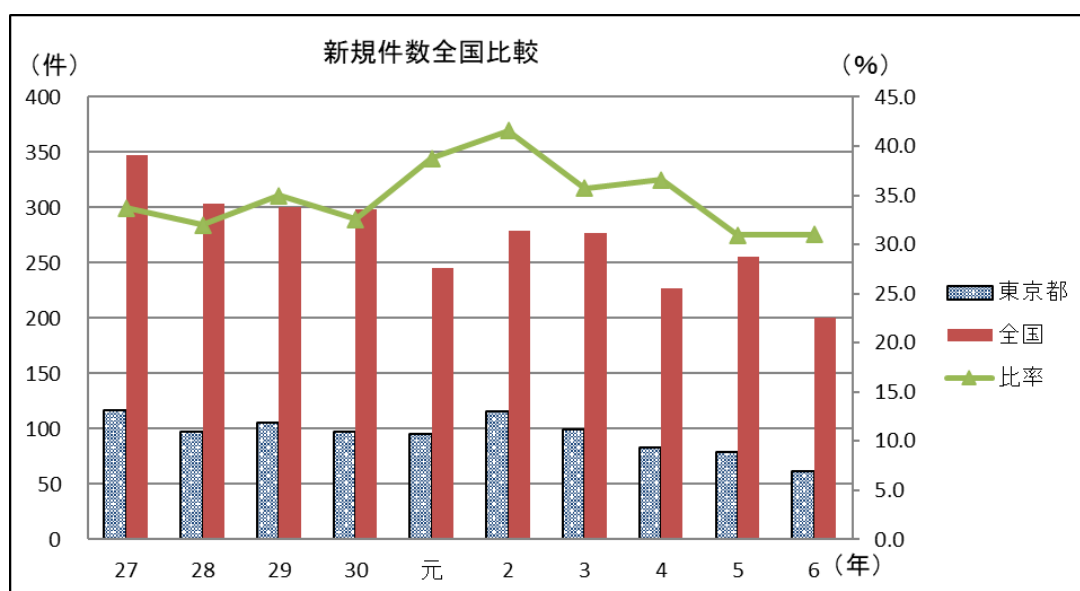
(1) 新規申立事件の状況

① 新規申立ては62件で、前年から17件減少

- 不当労働行為救済申立事件に係る新規申立ては62件で、前年（79件）から17件減少。最近10年間をみると、各年の取扱件数は400件前後、新規係属件数は60～100件程度で推移（都労委年報 資料＜統計表＞第22表）



- 全国都道府県労委の新規係属総件数は200件（前年は255件）で、当委員会の占める割合は31.0%（前年同）（都労委年報 資料＜統計表＞第23表）



② 申立内容は、「団体交渉拒否」が最多、次に「支配介入」の順

- ・新規係属事件62件のうち、「団体交渉拒否」の申立ては52件（83.9%）（前年は68件）、「支配介入」は39件（62.9%）（前年は43件）、「不利益取扱い」は28件（45.2%）（前年は21件）（都労委年報 資料<統計表>第30表）

団体交渉拒否	52件（83.9%）
支配介入	39件（62.9%）
不利益取扱い	28件（45.2%）
報復的不利益取扱い	2件（3.2%）

※複数の不当労働行為を申し立てる事件もあるため、各項目件数の合計は申立件数とは一致しない。

また、構成比は申立件数に対するものである。

※不利益取扱い、団体交渉拒否などの各類型の号数や詳細は、6ページを参照

③ 会社の業種では、サービス業が最多

- 新規係属事件62件のうち、被申立人会社の業種では、「サービス業」が10件（16.1%）と最多で、「運輸・郵便業」、「教育・学習支援業」及び「医療・福祉」が9件（14.5%）と続く。（都労委年報 資料<統計表>第31表）

「サービス業」……………10件（16.1%）

「運輸・郵便業」……………9件（14.5%）

「教育・学習支援業」…9件（14.5%）

「医療・福祉」……………9件（14.5%）

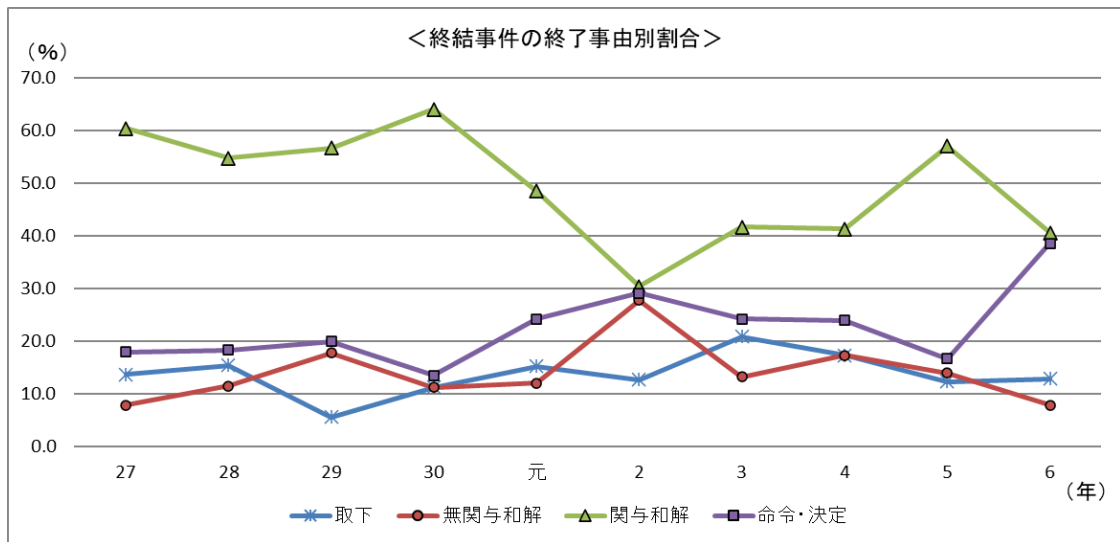
(2) 終結事件の状況

① 終結事件は101件で、前年から13件減少

- 終結事件数は101件で、前年（114件）から13件減少（都労委年報 資料<統計表>第22表）
- 終結事件に係る平均所要日数は2155.5日で、前年（684.3日）に比べて増加（都労委年報 資料<統計表>第34表）

② 関与和解による終結件数は41件で、前年から24件減少

- 関与和解（労働委員会が関わって和解に至ったもの）は41件（40.6%）で、前年（65件）から24件減少（都労委年報 資料<統計表>第22表）
- 和解（関与和解及び無関与和解）で終結した件数は49件（48.5%）で、前年の81件から減少。取下13件（12.9%）も含めた件数は62件（61.4%）。終結件数の6割強の事件が命令まで至らずに終結した。（都労委年報 資料<統計表>第22表）



③ 命令等による終結件数は39件で、前年より20件増加

- 命令等による終結件数は39件で、終結事件全体の38.6%となっており、その内訳は、「全部救済」4件、「一部救済」6件、「棄却」13件、「却下」16件である。命令等件数は、26年（31件）以降、減少傾向にあったが、平成30年（12件）が底を打った形となっている。（都労委年報 資料＜統計表＞第22表）

④ 16本の命令に対して再審査申立て

- 令和6年中に都労委の発した命令等37本のうち、中央労働委員会に再審査が申し立てられたものは16本、取消訴訟が提起されたものは1本（都労委年報 第2章 第1節 5 不服申立ての状況）
 - なお、都労委の発した命令に係る再審査申立てについて、令和6年中に22件が終結。内訳は、棄却が5件、一部変更が1件、和解認定が13件、取下が3件（都労委年報 第2章 第3節 2再審査事件の終結状況）
- 都労委命令を機に、中労委での和解解決に至る事件も多い。

3 労働組合の資格審査（都労委年報 第1部 第3章）

(1) 新規申請は97件で、前年から20件減少。係属事由は、「不当労働行為救済申立てに伴うもの」が最多

- 労働組合の資格審査に係る新規申請は97件で、前年（117件）から20件減少（都労委年報 資料<統計表>第39表）
- 新規申請事件の係属事由（都労委年報 資料<統計表>第41表）
 - 「不当労働行為救済申立て」・・・73件（75.3%）
 - 「法人登記」・・・・・・22件（22.7%）
 - 「委員推薦」・・・・・・0件（0.0%）
 - 「労働者供給事業」・・・・・・2件（2.1%）

(2) 終結件数は126件で、前年から27件減少

- 労働組合の資格審査に係る終結件数は126件で、前年（153件）から27件減少（都労委年報 資料<統計表>第39表）
- 終結区分別件数
 - 「打切」・・・・・・81件（64.3%）
 - 「資格あり」・・・40件（31.7%）
 - 「取下」・・・・・・2件（1.6%）
 - 「資格なし」・・・3件（2.4%）

【補足説明】

○ 労働委員会

労働委員会とは、使用者による不当労働行為があった場合における労働組合や組合員の救済や、労働組合と使用者の間の労働条件や組合活動のルールを巡る争いの解決など、集団的労使関係を安定、正常化することを主な目的として、地方自治法及び労働組合法に基づき設置された合議制の行政委員会である。

公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）、使用者の代表者（使用者委員）の三者で構成されており、東京都労働委員会では、各13名、計39名で構成されている。

○ 不当労働行為の種類

不当労働行為とは、労働三権を具体的に保護するため、労働組合法第7条により、使用者に禁止している行為であり、以下のとおり4つの種類がある。

① 不利益取扱い（第1号）

労働組合の組合員であることや労働組合の正当な行為をしたことなどを理由にその労働者に対して解雇などの不利益な取扱いをすること。また、労働組合に加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件とすること。

② 団体交渉拒否（第2号）

正当な理由なく団体交渉を拒否すること（誠実に交渉を行わないことを含む。）。

③ 支配介入（第3号）

労働組合活動への嫌がらせや脱退勧奨などにより労働組合の組織・運営に干渉すること。

④ 報復的不利益取扱い（第4号）

労働委員会に不当労働行為救済の申立てをしたことなどを理由に労働者に不利益な取扱いをすること。

○ 再審査及び取消訴訟

命令に不服がある場合、当事者は次のいずれかの手段をとることができる。

- ・ 中央労働委員会に再審査申立て
- ・ 東京地方裁判所に取消訴訟を提起